

(事故発生時の対応)

第 18 条利用者に対する介護予防訪問看護・訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する介護予防訪問看護・訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合、は、この限りでない。

3 当事業所はそのための損害賠償保険に加入する。

(記録の整備)

第 19 条利用者に対するサービスの提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- ①訪問看護の指示書・計画書・報告書・記録書
- ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③市町村への通知に係る記録
- ④苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に関してとった処置の記録

(業務継続計画の策定等)

第 20 条ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条職員は業務上知り得た秘密を守秘する。

2 利用者から金品その他の財産上の利益の供与を受けることはしない。

3 当ステーションの会計は、指定訪問看護事業の会計・経理準則にもとづいて別途定める経理規定の定めるところによる。

4 当ステーションは、法人規定の「情報公開」に基づき、事業運営や介護・看護内容の透明性確保のため、利用者様・ご家族様の求めに応じて「事業計画」、介護・看護に関する「計画書等の記録」を開示する。

5 この規程の改廃は、管理者の上申に基づき合同会社 I D K が行う。

(付則)

この規程は、2024 年 4 月 23 日から施行する。